



輸出物品販売場での免税対象が拡大されました！

輸出物品販売場を経営する事業者が非居住者に対し物品を譲渡した場合には免税取引となり、消費税が免除されますが、この物品の範囲につき消耗品が除外されていました。しかし、平成 26 年度の改正で免税の対象となる物品に消耗品が追加されましたので、ご紹介させていただきます。

事業用・販売用以外の「通常生活の用に供する物品」が免税の対象になります。

以前は一般物品（例えば、家電製品や洋服など）についてのみ消費税が免除されていましたが、本年 10 月 1 日以後から「食品類・飲料類・薬品類・化粧品類その他消耗品」も免税の対象に含まれました。免税対象になるものは金額基準が設けられており、「消耗品」は 1 人につき 1 日の販売額が 5,000 円超で 50 万円までのものが免税対象となり、「一般物品」は 1 日の販売額が 1 万円超のものが対象になります。

また、おもちゃ付き菓子やポーチ付き化粧品など一般物品と消耗品が組み合わさっているものは、消耗品として手続を行います。乾電池が付属された電化製品など物品の機能を発揮するために必要な消耗品が付属されている場合には、一般物品として手続されます。

今回の改正で追加された消耗品ですが、外国人旅行者が事業用又は販売用として購入するものについては、今までと同じく消費税は免除されません。

新たに輸出物品販売場を開設するには

税務署に「輸出物品販売場許可申請書」を提出し、税務署が販売場を確認するなどして許可要件を満たしているかどうかの審査を受けることで開設できます。

許可要件は以下のとおりです。

- ① 販売場の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること。
- ② 販売場が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設を有するものであること。
- ③ 申請者が許可申請の日から起算して過去 3 年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること。
- ④ 申請者の資力及び信用が十分であること。
- ⑤ 上記のほか、許可することにつき特に不相当であると認められる事情がないこと。

※ 平成 26 年 10 月 1 日までに輸出物品販売場として許可を受けていた販売場において、消耗品を免税で販売しようとする場合には、改めて許可申請する必要はありません。ただし、既に許可を受けていた販売場においても、消耗品を免税で販売できるのは平成 26 年 10 月 1 日以降となります。

白色申告者の記帳について義務化されました！

平成 25 年度までの個人の白色申告者について記帳、帳簿などの保存が義務付けられている対象者は所得が 300 万円超の方にのみ限定されていましたが、今回の改正により平成 26 年 1 月からすべての白色申告者に記帳、帳簿の保存が義務付けられました。

対象者、記帳及び帳簿の保存

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象になり、所得税の申告がない方も含まれます。

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他相手方の名称、金額等を帳簿に記載しますが、記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど簡易な方法で記載してもよいことになっています。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5 年
書類	決算に関して作成した上記以外の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳しなかった場合

帳簿の記帳・保存をしなかったとしてもこの規定自体には罰則規定はなく、罰金等の支払はありませんが、税務調査等があった場合、帳簿の記帳・保存がされていなかった時は、税金を計算するための根拠資料を証明することができないので、税務署の推計によって税金が課税されてしまいます。推計課税となると、税金を多額に納付しなければならない可能性もあります。

青色申告の特典

推計課税をさけるためにも帳簿の記帳・保存は大切ですが、正しく行うのであれば青色申告をされることをおすすめします。

青色申告をすれば、

- ① 10 万円もしくは 65 万円を不動産、事業などの所得から控除
- ② 親族に対する給与を必要経費として算入可
- ③ 不動産、事業などの所得につき赤字額を 3 年に渡って繰越などの特典を受けることができます。

※ 詳しい内容、記帳方法等についてはお問い合わせ下さい。

